

## 付録

# 電子請求受付システム導入チェックリスト

### <はじめに>

このチェックリストは、接続確認を行うまでに必要な導入作業が漏れなく行われているか確認できるリストです。

### <お手元に必要なもの>

① 電子請求受付システム 導入マニュアル(事業所編)

② 付録：導入チェックリスト(本資料)

指 定 事 業 所：都道府県より指定を受けており、請求事務を自ら行う事業所

代理人委任事業所：都道府県より指定を受けており、請求事務を代理人に委任した事業所

### <チェックリスト使用方法>

① チェックリストの項番順に、『電子請求受付システム 導入マニュアル(事業所編)』を参照しながら、導入作業を行ってください。

② 完了した作業については、完了欄にチェックを記入することで、作業の漏れを防ぐことができます。

### 《使用例》

導入チェックリスト(指定事業所用)

| No. | 導入マニュアル |   | 確認内容   | 確認する手順画面   | 完了 | 備考 |
|-----|---------|---|--|------------|----|----|
|     | ページ     | 確認対象作業  |  |            |    |    |
| 1   | P24、25  | 3.1.2.<br>Windowsのバージョン確認   | Windowsのバージョンが以下のどれかに該当している。<br>Microsoft Windows 11 Home/Pro/Enterprise<br>Microsoft Windows 10 Home/Pro/Enterprise<br>Microsoft Windows 8.1/8.1 Pro/8.1 Enterprise | P24<br>手順3 | ✓  |    |
| 2   | P26～31  | 3.1.3.<br>ポップアップブロックの設定   | Microsoft Edgeの場合<br>ポップアップブロックの設定において《許可》欄に以下の内容が表示されている。<br>[www.e-seikyuu.jp]<br>[www.jshien.e-seikyuu.jp]  | P28<br>手順7 |    |    |
|     |         | Google Chromeの場合<br>ポップアップブロックの設定において《ポップアップの送信やリダイレクトの使用を許可するサイト》欄に以下の内容が表示されている。<br>[www.e-seikyuu.jp]<br>[www.jshien.e-seikyuu.jp] | P31<br>手順7   |            |    |    |
| 3   | P32     | 3.1.4.<br>テストユーザID通知の取得   | 国保連合会から送付された資料より、以下の内容を確認している。<br>テストユーザID<br>テストユーザIDの仮パスワード<br>証明書発行用パスワード   | —          |    |    |

①

②

導入チェックリスト（指定事業所用）

| No. | 導入マニュアル |                                    | 確認内容  | 確認する手順画面    | 完了 | 備考 |
|-----|---------|------------------------------------|---|-------------|----|----|
|     | ページ     | 確認対象作業                             |   |             |    |    |
| 1   | P24、25  | 3.1.2.<br>Windowsのバージョン確認          | Windowsのバージョンが以下のどれかに該当している。<br><b>Microsoft Windows 11 Home/Pro/Enterprise</b><br><b>Microsoft Windows 10 Home/Pro/Enterprise</b><br><b>Microsoft Windows 8.1/8.1 Pro/8.1 Enterprise</b> | P24<br>手順3  |    |    |
| 2   | P26～31  | 3.1.3.<br>ポップアップ<br>ブロックの設<br>定    | Microsoft Edgeの場合<br>ポップアップブロックの設定において《許可》欄に以下の内容が表示されている。<br>[www.e-seikyuu.jp]<br>[www.jshien.e-seikyuu.jp]   | P28<br>手順7  |    |    |
|     |         | Google Chromeの場合                   | ポップアップブロックの設定において《ポップアップの送信やダイレクトの使用を許可するサイト》欄に以下の内容が表示されている。<br>[www.e-seikyuu.jp]<br>[www.jshien.e-seikyuu.jp]  | P31<br>手順7  |    |    |
| 3   | P32     | 3.1.4.<br>テストユーザID通知の取得            | 国保連合会から送付された資料より、以下の内容を確認している。<br><b>テストユーザID</b><br><b>テストユーザIDの仮パスワード</b><br><b>証明書発行用パスワード</b>   | —           |    |    |
| 4   | P32     | 3.1.5.<br>口座情報提出                   | 国保連合会から送付された資料より、以下の内容を確認している。<br><b>本番ユーザID</b><br><b>本番ユーザIDの仮パスワード</b>   | —           |    |    |
| 5   | P33～39  | 3.1.6.<br>ショートカッ<br>トの作成           | Microsoft Edgeの場合<br>デスクトップに【電子請求受付システム】のアイコンが作成されている。  | P34<br>手順5  |    |    |
|     |         | Google Chromeの場合                   | デスクトップに【電子請求受付システム】のアイコンが作成されている。   | P36<br>手順5  |    |    |
| 6   | P40～45  | 3.1.7.<br>仮パスワードの変更                | 【パスワード変更】画面で、ログイン時に使用した <b>テストユーザID</b> の仮パスワードと新しいパスワードを入力し、新しいパスワードに変更済みである。  | P42<br>手順6  |    |    |
| 7   | P47～52  | 3.2.1.<br>証明書発行申請                  | 証明書発行手数料の <b>見積書</b> を作成済みである。<br>※見積書が必要な事業所のみ   | P49<br>手順8  |    |    |
| 8   |         |                                    | 証明書発行申請を行い、手続きの状況が【 <b>発行申請中</b> 】と表示されている。   | P51<br>手順15 |    |    |
| 9   | P53～59  | 3.2.2.<br>電子証明書のダウンロード及びインストール     | 電子証明書をパソコンに設定済みである。   | P58<br>手順16 |    |    |
| 10  | P64～74  | 3.3.1.<br>ソフトウェア<br>のダウンロー<br>ド    | (1)ソフトウェアのダウンロード<br>【ダウンロード】画面より、【 <b>簡易入力システム</b> 】をダウンロード済みである。<br>※ダウンロードするファイルについては、導入マニュアル(事業所編)P69のPoint! 参照<br>※ファイル名称は該当サービスにより異なる  | P66<br>手順8  |    |    |
| 11  |         | ※CDを利用して各種ソフトウェアをインストールする場合は不要     | 【ダウンロード】画面より、【 <b>取込送信システム</b> 】をダウンロード済みである。   | P66<br>手順8  |    |    |
| 12  |         |                                    | 【ダウンロード】画面より、【 <b>サポートソフトウェアインストーラ</b> 】をダウンロード済みである。   | P66<br>手順8  |    |    |
| 13  |         | (2)単位数表マスタのダウンロード<br>※地域生活支援事業のみ対象 | 【ダウンロード】画面より、地域生活支援事業の【 <b>単位数表マスタ</b> 】をダウンロード済みである。   | P73<br>手順10 |    |    |
| 14  | P75～89  | 3.3.2.<br>簡易入力システムのセットアップ          | ダウンロードした【 <b>簡易入力システム</b> 】、またはCD内に【 <b>簡易入力システム</b> 】があることを確認済みである。  | P75<br>手順1  |    |    |
| 15  |         | ※簡易入力システムにて請求情報を作成する場合のみ対象         | 【 <b>簡易入力システム</b> 】のインストールが完了している。  | P78<br>手順11 |    |    |
| 16  |         |                                    | デスクトップに【 <b>簡易入力システム</b> 】のショートカットが作成されている。   | P79<br>手順13 |    |    |
| 17  | P80～84  | 3.3.3.<br>取込送信システムのセットアップ          | ダウンロードした【 <b>取込送信システム</b> 】、またはCD内に【 <b>取込送信システム</b> 】があることを確認済みである。  | P80<br>手順1  |    |    |
| 18  |         | ※他システムにて請求情報を作成する場合のみ対象            | 【 <b>取込送信システム</b> 】のインストールが完了している。  | P83<br>手順11 |    |    |
| 19  |         |                                    | デスクトップに【 <b>取込送信システム</b> 】のショートカットが作成されている。   | P84<br>手順13 |    |    |
| 20  | P85～89  | 3.3.4.<br>サポートソフトウェアインストーラのセットアップ  | ダウンロードした【 <b>サポートソフトウェアインストーラ</b> 】、またはCD内に【 <b>サポートソフトウェアインストーラ</b> 】があることを確認済みである。  | P85<br>手順1  |    |    |
| 21  |         |                                    | 【 <b>サポートソフトウェアインストーラ</b> 】のインストールが完了している。  | P88<br>手順11 |    |    |
| 22  |         |                                    | デスクトップに【 <b>マニュアルビューア</b> 】及び【 <b>問い合わせ票入力</b> 】のショートカットが作成されている。   | P89<br>手順13 |    |    |
| 23  | P91～96  | 3.5.<br>ユーザID通知の取得                 | 【パスワード変更】画面で、ログイン時に使用した <b>本番ユーザID</b> の仮パスワードと新しいパスワードを入力し、新しいパスワードに変更済みである。   | P92<br>手順6  |    |    |

導入チェックリスト（代理人委任事業所用）

| No. | 導入マニュアル |   | 確認内容  | 確認する手順画面   | 完了 | 備考 |
|-----|---------|---|---|------------|----|----|
|     | ページ     | 確認対象作業  |   |            |    |    |
| 1   | P24、25  | 3.1.2.<br>Windowsのバージョン確認   | Windowsのバージョンが以下のどれかに該当している。<br><b>Microsoft Windows 11 Home/Pro/Enterprise</b><br><b>Microsoft Windows 10 Home/Pro/Enterprise</b><br><b>Microsoft Windows 8.1/8.1 Pro/8.1 Enterprise</b> | P24<br>手順3 |    |    |
| 2   | P26~31  | 3.1.3.<br>ポップアップ<br>ブロックの設<br>定   | Microsoft Edgeの場合<br><br>ポップアップブロックの設定において《許可》欄に以下の内容が表示されている。<br>[www.e-seikyuu.jp]<br>[www.jshien.e-seikyuu.jp]   | P28<br>手順7 |    |    |
|     |         | Google Chromeの場合<br><br>ポップアップブロックの設定において《ポップアップの送信やリダイレクトの使用を許可するサイト》欄に以下の内容が表示されている。<br>[www.e-seikyuu.jp]<br>[www.ishian.e-seikyuu.jp] | P31<br>手順7  |            |    |    |
| 3   | P32     | 3.1.4.<br>テストユーザID通知の取得   | 国保連合会から送付された資料より、以下の内容を確認している。<br><b>テストユーザID</b><br><b>テストユーザIDの仮パスワード</b><br><b>証明書発行用パスワード</b>   | —          |    |    |
| 4   | P32     | 3.1.5.<br>口座情報提出  | 国保連合会から送付された資料より、以下の内容を確認している。<br><b>本番ユーザID</b><br><b>本番ユーザIDの仮パスワード</b>   | —          |    |    |
| 5   | P33~39  | 3.1.6.<br>ショートカッ<br>トの作成  | Microsoft Edgeの場合<br><br>デスクトップに[電子請求受付システム]のアイコンが作成されている。  | P34<br>手順5 |    |    |
|     |         | Google Chromeの場合<br><br>デスクトップに[電子請求受付システム]のアイコンが作成されている。   | P36<br>手順5  |            |    |    |
| 6   | P40~45  | 3.1.7.<br>仮パスワードの変更   | 【パスワード変更】画面で、ログイン時に使用した <b>テストユーザID</b> の仮パスワードと新しいパスワードを入力し、新しいパスワードに変更済みである。  | P42<br>手順6 |    |    |
| 7   | P91~96  | 3.5.<br>ユーザID通知の取得  | 【パスワード変更】画面で、ログイン時に使用した <b>本番ユーザID</b> の仮パスワードと新しいパスワードを入力し、新しいパスワードに変更済みである。   | P92<br>手順6 |    |    |